

教育訓練給付制度

専門実践教育訓練給付金

教育訓練給付金制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。この制度の詳細については、厚生労働省やハローワークのウェブサイトでご確認いただけます。



厚生労働省ウェブサイト

1 雇用保険の被保険者（在職者）

専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年(初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年)以上ある方

支給対象者

2 雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年(初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年)以上ある方

給付金申請の手続

<入学前>・住居を管轄するハローワークで受給資格の確認をする。

・キャリアコンサルティングを経て、「ジョブカード」を入手する。

・必要書類を揃え、受講開始日(入学日)の2週間前までに、ハローワークで支給申請手続を行う。

<在学中>・入学時(受講開始日)から6か月ごとの定められた期間内に、ハローワークで支給申請手続を行う。

<修了後>・修了日の翌日から1か月以内に、ハローワークで支給申請手続を行う。また、修了日の翌日から1年以内にハローワークで追加給付の支給申請手続を行う。



ハローワークウェブサイト

学費納入と給付金申請のスケジュール（例）

支給額（例） 広島県内在住者、受講開始日時点で在職中、追加給付①、②を受けた場合

最大約8割が給付されます

通常の学費総額
1,353,600円

教育訓練給付金
1,073,980円

= 2年間の負担額
279,620円

学費

282,000円

267,900円

267,900円

267,900円

267,900円

入学金
(2月末)

1回目
授業料
(5月末)

2回目
授業料
(10月末)

3回目
授業料
(5月末)

4回目
授業料
(10月末)

入学前

1年次

2年次

修了後

1~3月

4~6月

7~9月

10~12月

1~3月

4~6月

7~9月

10~12月

1~3月

4~翌年3月

支給申請手続
【受講開始日の
2週間前まで】

1回目給付
【10月申請】

274,950円

2回目給付
【4月申請】

125,050円

3回目給付
【10月申請】

133,950円

4回目給付
【4月申請】

133,950円

追加給付①
【4月申請】

270,720円

追加給付②※
【10月~3月申請】

135,360円

※受講開始日時点で離職している
場合、訓練修了日の翌日から原則
1年以内に就職することが必要

教育訓練給付金

※2年間で修了することが条件となります。

※支給金額は、お支払いの学費により変動することがあります。

